褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年九月二十八日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

株式会社山政
南国殖産株式会社
医療法人藤森医療財団
株式会社金太郎ホーム
アイテック株式会社
イオン株式会社
鹿屋衛生管理センター株式会社
日本海電業株式会社
長島観光開発株式会社
ジャパンマテリアル株式会社
三株式会社祥和コーポレーション
井住友海上火災保険株式会社
日油株式会社
三光貨物株式会社
中央運輸興業株式会社
東邦時計株式会社
キャノン株式会社
株式会社ＳＵＭＣＯ
セイコーエプソン株式会社
住友林業株式会社
株式会社常陽銀行
株式会社筑波銀行
株式会社アラジン
野付漁業協同組合
共和工業株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年九月二十八日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故森憲昭遺族　森　惠美子

褒章条例第六条により褒状を授ける

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年九月二十八日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故小林美代子遺族　長澤　甫昭
故杉本久仁一遺族　杉本　寛子

褒章条例第六条により杯一組台付を授ける（各通）

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

利根川水系に係る指定区間外の一級河川（常陸利根川）について、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第16条の２第３項の規定に基づく昭和48年４月４日関東地方建設局公示（水域及び通航方法を指定する件）にかかわらず、水域番号８の水域の航路のうち、常陸川水門（小閘門部）について平成28年11月１日から平成29年２月28日までの間及び常陸川水門（大閘門部）について平成29年３月１日から平成29年３月31日までの間は、舟の通航を禁止する。

平成28年10月11日

関東地方整備局長　大西　　亘

法務

公証人任免

福岡法務局所属公証人亀川清長は願により公証人を免ぜられた。

林秀文は公証人に任命され、福岡法務局所属公証人亀川清長の後任を命ぜられた。（以上九月三十日）（法務省）

公告

諸事項

工場財団

小松島市豊浦町１番地**日本製紙メガソーラー小松島合同会社**の工場財団に小松島市豊浦町１番地小松島太陽光発電所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成28年10月11日　　徳島地方法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成28年９月30日から２年の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成28年10月11日

広島法務局長　弘瀬　　晃

記

氏名　平林　吉暁
所属する司法書士会　広島司法書士会
登録番号　広島第656号
事務所の所在地　広島市安佐北区口田南３丁目25番18号
違反行為　会則の遵守義務違反等

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年10月11日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

1　処分をした年月日　平成28年９月27日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社角弘　小田桐健藏　青森県青森市新町２－５－１　国土交通大臣許可（般・特―24）第19653号
3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域内における鋼構造物工事業に関する営業のうち民間工事に関するもの
（注１）「鋼構造物工事業に関する営業」とは、注文者から鋼構造物工事を請け負う営業をいう。
（注２）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事以外の建設工事をいう。
⑵　期間
平成28年10月12日から平成28年10月18日までの７日間
4　処分の原因となった事実　株式会社角弘は、青森県内で請け負った鋼構造物工事において、建設業法第３条第１項の許可を受けないで建設業を営む者と同法施行令第１条の２第１項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した。
このことが、同法第28条第１項第６号に該当すると認められる。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年10月11日

関東地方整備局長　大西　　亘

1　処分をした年月日　平成28年９月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三水プラント株式会社　小島　一夫　栃木県宇都宮市滝の原１－２－12　国土交通大臣許可（般・特―27）第16312号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年５月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年10月11日

関東地方整備局長　大西　　亘

1　処分をした年月日　平成28年９月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社クレアーレ　村上　史芳　東京都中央区築地１－４－５第37興和ビル４階　国土交通大臣許可（特―27）第26174号